

幕別町消費者被害防止 ネットワークニュース 第34号



詐欺・悪質業者は 高齢者を狙っています！

全国の消費生活センターには、65歳以上の高齢者からの特殊詐欺や悪質商法についてのご相談が数多く寄せられています。しかし、これらの被害の中には、周囲の方の「気づき」「見守り」によって被害を事前に防ぐことができるものもあります。

【被害の傾向】

- 高齢者の特殊詐欺や悪質商法の被害の傾向としては、次の特徴が挙げられます。
 - お金の不安につけこまれる。
 - 孤独を狙われる。
 - 健康への不安を利用される。
- また、高齢になると在宅時間が長くなり、電話や訪問販売による被害にあいやすいのが特徴です。
- 特に一人暮らしの場合は、周囲が被害に気づきにくく、被害者自身が誰にも相談できず仕方なくあきらめてしまう場合も少なくありません。

【被害にあわないための日頃からの心構え】

- 不要なものはいりません」ときっぱり断る。
- 契約する時は信頼できる人と同伴してもらう。
- 「おかしいな」と思ったらずぐに誰かに相談する。

【見守りの注意点】

- 頭ごなしに否定しない。
 - 相手の気持ちに寄り添って話を聞く。
 - 高額な請求書・領収書・契約書や、通常より明らかに数量の多い商品を見つけたら購入のいきさつを確認する。
- どんな方でも特殊詐欺や悪質商法の被害にあう可能性はあります。普段からまめに声をかけて様子を確認し、おかしいなと思ったら消費生活センターへの相談をおすすめしてください。

相談事例紹介 通販では購入前に返品条件の確認を！

今月の相談

先日、ネット通販で健康食品を購入したが、やっぱり要らないと考えなおして、送料を着払いで返品した。その後、購入店から送料の請求が来たが支払わないといけなのか。

今回のご相談では、購入店に事情を確認したところ、「広告には、自己都合の返品の場合、送料はお客様負担と表示している。」ということでした。相談者には、購入店の対応には問題はなく、今後通信販売を利用する際は、注文する前に必要かをよく考えること、また、返品条件をよく確認してから購入するように助言しました。

通信販売は、事業者から不意打ち的な勧誘を受けることなく自分の意思で申し込めるため、一定期間無条件で契約解除ができるクーリング・オフ制度が適用されません。特定商取引法では、通信販売事業者が広告に予め返品条件を表示していれば、その条件が優先されることになっており、広告に返品条件の表示がない場合は、原則として商品到着日より8日間は返品できますが、その場合の送料は消費者が負担することになっています。また、商品に不具合がある場合は、基本的に返品可能ですが、その場合であっても返品条件を取り決めているところもあります。

通信販売で商品を購入する際は、必ずその店の返品条件を「お買物ガイド」「利用規約」等でよく確認してから購入しましょう。

☎ 幕別町消費生活センター (☎ 55-5800)

地区	相談受付	場 所
幕別	火曜・木曜	幕別町役場 1階相談室
札内	月曜～金曜	札内コミュニティプラザ 消費生活センター
忠類	第2・4水曜	忠類コミュニティセンター
	午前9時～午後4時 (札内:第1・3・5水曜は午後7時まで)	

見守り 新鮮情報

事例1

「電力工事のお知らせに訪問したい」と言われ、契約中の電力会社だと思いを聞いた。「この地域は皆、この**光回線**にしている」と変更が必要であるかのように言われ、書類に記入したら、**別会社**への**光回線**申込だった。(70歳代 女性)



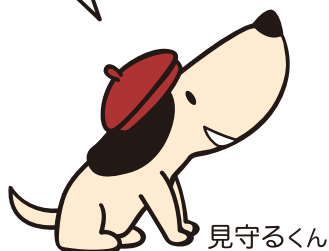
事例2

契約中の大手通信事業者Aを名乗る電話があり、「**光コラボ**の案内。今より**千円**ほど**安く**なる」と勧誘された。**A社**の**プラン**変更だと思い手続きをしたら、**別会社**との**契約**になっていた。(60歳代 男性)

光回線サービスの**変更**は、 内容をよく**理解**してから

ひとこと助言

契約先を
確認して



- NTT 東日本やNTT 西日本から光回線を借り受けた事業者(光コラボレーション事業者)の参入が増え、これらが提供する光回線サービス(コラボ光)の相談も寄せられています。光コラボレーション事業者との契約は、NTT 東西との契約ではありません。
- 「安くなる」と勧誘されても他のオプションサービスとセット契約だった場合、今の料金より高くなる場合があります。
- 勧誘されてもすぐに返事をせず、契約先の事業者名、サービス名など契約内容を確認しましょう。内容が理解出来ない、必要がないと思った場合は、きっぱり断りましょう。
- コラボ光は、電気通信事業法の解約ルールである「初期契約解除制度」の対象です。解約したいと思ったら、すぐに光コラボレーション事業者に申し出ましょう。心配なときは、お早めにお住まいの自治体の**消費生活センター**等にご相談ください(消費者ホットライン188)。